

奨学生選考委員会規則

公益財団法人ほしのわ

公益財団法人ほしのわ

奨学生選考委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、ほしのわ奨学金給付規程の規定に基づき、公益財団法人ほしのわ(以下「この法人」という。)の奨学生選考委員会(以下、「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、ほしのわ奨学金給付規程及び奨学生選考基準書の定めに従い、奨学生を選考する。

- 2 委員会は、毎年、採用人数(高等専門学校、専修学校、大学の別に採用人数を決定する)を決定する。
- 3 委員会は、奨学生を選考するに際して、面接を実施するものとする。

(奨学生選考委員)

第3条 委員会の委員(以下、「奨学生選考委員」という。)は、学識経験者のうちから、理事会で定め、代表理事が委嘱する。ただし、役員及び評議員(以下、「役員等」という。)は、学識経験者でなくとも奨学生選考委員を兼務できる。

- 2 奨学生選考委員は、4名以上5名以内とする。ただし、役員等は2名以内とする。
- 3 奨学生選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した奨学生選考委員の補欠として選任された奨学生選考委員の任期は、退任した奨学生選考委員の任期の満了する時までとする。
- 5 奨学生選考委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、代表理事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(奨学生選考委員長)

第4条 委員会は、奨学生選考委員長(以下、「委員長」という。)1名を置くこととし、奨学生選考委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、奨学生選考委員会の会議(以下、「会議」という。)の議長となり、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、奨学生選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 会議は、奨学生選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した奨学生選考委員の過半数をもって決定する。
- 5 やむを得ない理由のため、会議に出席できない奨学生選考委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該奨学生選考委員が会議に出席し、かつ、議決したものとみなす。
- 6 委員長は、必要あると認めるとき、会議の招集を行わず、書面をもって奨学生選考委員の意見を求めることにより、会議の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各奨学生選考委員に報告しなければならない。
- 7 奨学生となることを志願する者に、奨学生選考委員と特別の利害関係を有する者がいる場合、その者を奨学生として採用する決定は、会議において、特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、特別の利害関係者を有する委員を除く委員の過半数をもって決定する。
- 8 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明、会議の運営の補助その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 会議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

- 2 議事録には、委員長が記名捺印しなければならない。
- 3 議事録は、会議の日から十年間、主たる事務所で保管する。

(選考基準)

第7条 奨学生の選考は、別に理事会で定める選考基準に基づいて行う。

(報告)

第8条 委員長は、選考結果を一定の期間内に文書を持って代表理事に報告するとともに、代表理事の要請があるときは、その選考理由を説明しなければならない。

(奨学生選考委員の責務)

第9条 奨学生選考委員は、奨学生の選考を公正に行わなければならない。

2 奨学生選考委員は、選考の過程で知りえた情報を漏えいさせてはならない。

(報酬等)

第10条 この法人は、奨学生選考委員に対し、月5万円を上限として報酬を支給することができる。

2 前項の報酬額は、代表理事が決定し、理事会に報告する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

附則

1. この規程は、2018年11月22日から施行する。

2. この規程は、2019年9月20日から施行する。

3. この規程は、2019年12月11日から施行する。

4. この規程は、2024年5月10日から施行する。